平成２４年（フ）第１３０６号
広島市南区東雲本町２丁目５番21―702号
債務者　大江田真二
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桒田　博正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月７日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９４号
福岡市南区塩原２丁目２番23号
債務者　梶　　誠
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永原　　豪
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７号
大分県臼杵市野津町大字落谷1466番地の３
債務者　川野　弘明
1　決定年月日時　平成25年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　　茂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月18日午後３時45分
5　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３９８号
札幌市白石区菊水元町５条３丁目４番４号
債務者　桝竹　春美
1　決定年月日時　平成25年３月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　雅文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２２号
神戸市長田区日吉町４丁目４番９号
債務者　岡村誠一郎
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山﨑　康博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４０号
神戸市須磨区白川台７丁目２番地の15　ネオメゾン白川502号
債務者　芝　　寛治
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　将弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２９号
三重県鈴鹿市岸岡町3140番地の２
債務者　村上千佳夫
1　決定年月日時　平成25年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　元祥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月７日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
津地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２４４７号
福岡市博多区東光２丁目20番35―301号
債務者　髙岡　良太（旧姓岩丸）
1　決定年月日時　平成25年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４８号
北海道亀田郡七飯町大川１丁目８番19号
債務者　齊藤　昭彦
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第６０号
函館市北美原３丁目17番12号
債務者　石塚　挙次
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１７５号
山形県寒河江市大字高屋字西浦457番地の１
債務者　長谷川　隆
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５号
三重県志摩市大王町波切839番地６
債務者　須場　弘美
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第８号
岩手県一関市山目字中野110番地　プラム一関Ｂ202
債務者　佐々木美奈子
1　決定年月日時　平成25年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（フ）第９号
岩手県一関市室根町折壁字愛宕下247番地１
債務者　熊谷　秀志
1　決定年月日時　平成25年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（フ）第１０号
岩手県一関市三関字仲田22番地３　ハイム仲田２、前住所岩手県一関市赤荻字下谷地258番地１
債務者　渡辺　正光
1　決定年月日時　平成25年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（フ）第８号
大分県日田市大字友田932番地２　星隈アパート106号
債務者　池内美根子
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２５年（フ）第４７号
埼玉県八潮市大字大曽根108番地５　コーポ小倉201
債務者　田中　智子
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係